



山形県公報

平成26年2月7日(金)
第2518号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則……………(水産課) … 99

### 告 示

○山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) …100  
○有害図書類の指定……………(若者支援・男女共同参画課) … 同  
○指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) …101  
○指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) …102

### 教育委員会関係

#### 規 則

○山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則…………… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○平成25年7月21日執行の参議院山形県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 同

### 公 告

○一般競争入札の公告……………(管財課) …109  
○同……………( 同 ) …110  
○平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……………(会計局) …111  
○裁決手続開始の決定……………(収用委員会) …112  
○一般競争入札の公告……………(新庄病院) …114

## 規 則

山形県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第2号

#### 山形県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

山形県内水面漁業調整規則(昭和39年3月県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表中

|                         |
|-------------------------|
| 10月1日から<br>12月31日まで     |
| 10月1日から<br>翌年2月末日<br>まで |

を

|                          |
|--------------------------|
| 9月1日から<br>翌年2月末日<br>まで   |
| 10月1日から<br>翌年3月31日<br>まで |

に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間における改正後の第25条第1項の規定の適用については、

同項の表中

|                      |
|----------------------|
| 9月1日から翌年2月末日<br>まで   |
| 10月1日から翌年3月31日<br>まで |

とあるのは、

|                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------|
| 山形県内水面漁業調整規則<br>の一部を改正する規則（平<br>成26年2月県規則第2号）<br>の施行の日から平成26年2<br>月28日まで |
| 山形県内水面漁業調整規則<br>の一部を改正する規則（平<br>成26年2月県規則第2号）<br>の施行の日から平成26年3<br>月31日まで |

とする。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**告 示**

**山形県告示第92号**

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.30パーセント」を「年0.35パーセント」に改める。

**附 則**

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成26年1月16日から適用する。

2 平成26年1月16日前に借入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

**山形県告示第93号**

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成26年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## (図 書)

| 指定<br>番号 | 題 名                   | 図書コード等    | 発 行 所 等     | 指 定 の 理 由                                   |
|----------|-----------------------|-----------|-------------|---------------------------------------------|
| 485      | はたらくお姉さんたちの痴態祭り       | 57628-85  | (株) 竹 書 房   | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。         |
| 486      | 恥じらい看板娘の裏本番メニュー       | 57628-83  | (株) 竹 書 房   |                                             |
| 487      | 山崎大紀の本当にあったH（えっち）な話   | 57966-44  | (株) ぶ ん か 社 |                                             |
| 488      | やり放題！現役ふしだら娘の痴図鑑      | 57628-73  | (株) 竹 書 房   |                                             |
| 489      | 官能娘 これくしょん            | 58301-55  | (株) マ ッ ク ス |                                             |
| 490      | 実話時報ゴールデン 2月号         | 05167-2   | (株) 竹 書 房   |                                             |
| 491      | 月刊劇漫スペシャル 3月号         | 13545-3   | (株) 竹 書 房   |                                             |
| 492      | 別冊週漫スペシャル 3月号         | 17929-03  | 芳 文 社       |                                             |
| 493      | 日本一スケベなフェチ好きお姉さんのいる部屋 | 57628-69  | (株) 竹 書 房   |                                             |
| 494      | D o K i が胸胸乳娘         | 58301-52  | (株) マ ッ ク ス |                                             |
| 495      | 過ち、はじめまして。 1          | 57626-10  | (株) 竹 書 房   |                                             |
| 496      | ヤングアニマル嵐 2014 NO. 2   | 28307-2/1 | (株) 白 泉 社   |                                             |
| 497      | あまあまパフュメ              | 50042-16  | (株) 少年画報社   |                                             |
| 498      | コスって！ 奥さん!!           | 52255-56  | (株)エンジェル出版  |                                             |
| 499      | 実話ナックルズ 2月号           | 04877-2   | ミリオン出版(株)   | 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 500      | 月刊実話ドキュメント 2月号        | 15115-2   | マイウェイ出版(株)  |                                             |
| 501      | 実話時代 2月号              | 15277-02  | (株)メディアボーイ  |                                             |
| 502      | チャンプロード 2月号           | 06231-02  | (株)笠倉出版社    |                                             |

## 山形県告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|--------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社オフィス山形             | デイサービス糠ノ目<br>東置賜郡高畠町大字福沢563番10 | 通所介護    | 平成26. 1. 30 |

**山形県告示第95号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年2月7日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------------|--------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社オフィス山形               | デイサービス糠ノ目<br>東置賜郡高畠町大字福沢563番10 | 介護予防通所介護 | 平成26. 1. 30 |

**教育委員会関係****規 則**

山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月7日

山形県教育委員会  
委員長 長南博昭**山形県教育委員会規則第2号****山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則**

山形県障がい児就学指導委員会規則（昭和49年12月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
題名中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第1条中「就学の適正化を図るため」を「適切な就学先の決定と一貫した支援を推進するため」に、「就学指導」を「教育支援」に改める。

第2条第1号中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第2条第2号中「就学指導」を「教育支援」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第6号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院山形県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成26年2月7日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- |   |                                         |                           |              |
|---|-----------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 1 | 選挙の種類                                   | 平成25年7月21日執行 参議院山形県選出議員選挙 |              |
| 2 | 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） |                           | 36,150,000 円 |
| 3 | 報告書の要旨                                  |                           |              |

|             |      |            |       |                |                             |      |
|-------------|------|------------|-------|----------------|-----------------------------|------|
| 候補者氏名       | 太田俊男 | 所属党派       | 日本共産党 | 期間             | 平成25年7月4日から<br>平成25年7月30日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名     | 渡邊芳夫 |            |       |                |                             |      |
| 収入          |      |            |       | 支出             |                             |      |
| 主たる寄附       |      |            |       | 人件費 774,450円   |                             |      |
| 〔氏名〕        | (職業) | (寄附額)      |       | 家屋費 151,200    |                             |      |
|             |      |            |       | 選挙事務所費 136,000 |                             |      |
| 日本共産党山形県委員会 | 政党   | 1,451,400円 |       | 集合会場費 15,200   |                             |      |
| 菊池滋子        | 無職   | 120,000    |       | 通信費 0          |                             |      |
| 川田孝子        | 団体職員 | 50,000     |       | 交通費 0          |                             |      |
| 石山初子        | 無職   | 120,000    |       | 印刷費 763,000    |                             |      |
| 高橋史         | 無職   | 50,000     |       | 広告費 259,200    |                             |      |
| 山田美加        | 団体職員 | 120,000    |       | 文具費 0          |                             |      |
| 佐藤真知子       | 団体職員 | 50,000     |       | 食糧費 97,888     |                             |      |
| 安田類子        | 無職   | 120,000    |       | 休泊費 97,850     |                             |      |
| 斎藤淳         | 無職   | 50,000     |       | 雑費 0           |                             |      |
| 岩本明美        | 団体職員 | 40,000     |       |                |                             |      |
| 長沼和子        | 団体職員 | 40,000     |       |                |                             |      |
| その他の寄附      | 0件   | 0          |       |                |                             |      |
| その他の収入      |      |            |       | 0              |                             |      |
| 今回計         |      |            |       | 今回計 2,143,588  |                             |      |
| 前回計         |      |            |       | 前回計 0          |                             |      |
| 総計          |      |            |       | 総計 2,143,588   |                             |      |

|              | 項 目                   | 金 額 |
|--------------|-----------------------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成          | 0円  |
|              | ビラの作成                 | 0円  |
|              | ポスターの作成               | 0円  |
|              | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成     | 0円  |
|              | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0円  |
|              | 個人演説会の立札及び看板の類の作成     | 0円  |
|              | 計                     | 0円  |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成25年8月6日 | 第1回報告分 |
|----------|-----------|--------|

|               |      |       |           |        |                              |      |
|---------------|------|-------|-----------|--------|------------------------------|------|
| 候補者氏名         | 太田俊男 | 所属党派  | 日本共産党     | 期間     | 平成25年9月26日から<br>平成25年9月27日まで | 第2回分 |
| 出納責任者氏名       | 渡邊芳夫 |       |           |        |                              |      |
| 収入            |      |       |           | 支出     |                              |      |
| 主たる寄附         |      |       |           | 人件費    | 0円                           |      |
| 〔氏名〕<br>〔団体名〕 | (職業) | (寄附額) | 0円        | 家屋費    | 0                            |      |
|               |      |       |           | 選挙事務所費 | 0                            |      |
|               |      |       |           | 集合会場費  | 0                            |      |
|               |      |       |           | 通信費    | 0                            |      |
|               |      |       |           | 交通費    | 0                            |      |
|               |      |       |           | 印刷費    | 0                            |      |
|               |      |       |           | 広告費    | 0                            |      |
|               |      |       |           | 文具費    | 0                            |      |
|               |      |       |           | 食糧費    | 0                            |      |
| その他の寄附        | 0件   |       | 0         | 休泊費    | 0                            |      |
| その他の収入        |      |       | 1,050     | 雑費     | 0                            |      |
| 今回計           |      |       | 1,050     | 今回計    | 0                            |      |
| 前回計           |      |       | 2,211,400 | 前回計    | 2,143,588                    |      |
| 総計            |      |       | 2,212,450 | 総計     | 2,143,588                    |      |

|              | 項目                    | 金額 |
|--------------|-----------------------|----|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成          | 0円 |
|              | ビラの作成                 | 0円 |
|              | ポスターの作成               | 0円 |
|              | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成     | 0円 |
|              | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
|              | 個人演説会の立札及び看板の類の作成     | 0円 |
|              | 計                     | 0円 |

|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成25年10月3日 | 第2回報告分 |
|----------|------------|--------|

|                    |       |             |       |                  |                             |      |
|--------------------|-------|-------------|-------|------------------|-----------------------------|------|
| 候補者氏名              | 亀 瑞 穂 | 所属党派        | 自由民主党 | 期間               | 平成25年3月12日から<br>平成25年8月2日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名            | 鈴木 忠  |             |       |                  |                             |      |
| 収入                 |       |             |       | 支出               |                             |      |
| 主たる寄附              |       |             |       | 人件費 3,404,000円   |                             |      |
| 氏名                 | (職業)  | (寄附額)       |       | 家屋費 4,665,169    |                             |      |
|                    |       |             |       | 選挙事務所費 3,567,400 |                             |      |
| 団体名                |       |             |       | 集合会場費 1,097,769  |                             |      |
| 自由民主党山形県参議院選挙区第一支部 | 政党支部  | 15,000,000円 |       | 通信費 1,382,140    |                             |      |
|                    |       |             |       | 交通費 440,697      |                             |      |
|                    |       |             |       | 印刷費 2,414,490    |                             |      |
|                    |       |             |       | 広告費 2,770,265    |                             |      |
|                    |       |             |       | 文具費 89,935       |                             |      |
|                    |       |             |       | 食糧費 504,456      |                             |      |
| その他の寄附             | 0件    | 0           |       | 休泊費 620,000      |                             |      |
| その他の収入             |       |             |       | 雑費 131,285       |                             |      |
|                    |       |             |       | 今回計 16,422,437   |                             |      |
| 今回計                |       |             |       | 前回計 0            |                             |      |
|                    |       |             |       | 総計 16,422,437    |                             |      |

|              | 項 目                   | 金 額        |
|--------------|-----------------------|------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成          | 295,200円   |
|              | ビラの作成                 | 756,600円   |
|              | ポスターの作成               | 1,362,690円 |
|              | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成     | 160,164円   |
|              | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 202,192円   |
|              | 個人演説会の立札及び看板の類の作成     | 193,105円   |
|              | 計                     | 2,969,951円 |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成25年8月5日 | 第1回報告分 |
|----------|-----------|--------|

|         |       |      |            |        |                             |      |
|---------|-------|------|------------|--------|-----------------------------|------|
| 候補者氏名   | 亀 瑞 穂 | 所属党派 | 自由民主党      | 期間     | 平成25年5月1日から<br>平成25年8月21日まで | 第2回分 |
| 出納責任者氏名 | 鈴木 忠  |      |            |        |                             |      |
| 収入      |       |      |            | 支出     |                             |      |
| 主たる寄附   |       |      |            | 人件費    | 112,000円                    |      |
| （氏名）    |       | （職業） | （寄附額）      | 家屋費    | 148,700                     |      |
| （団体名）   |       |      | 0円         | 選挙事務所費 | 94,500                      |      |
|         |       |      |            | 集合会場費  | 54,200                      |      |
|         |       |      |            | 通信費    | 313,473                     |      |
|         |       |      |            | 交通費    | 272,000                     |      |
|         |       |      |            | 印刷費    | 232,600                     |      |
|         |       |      |            | 広告費    | 117,600                     |      |
|         |       |      |            | 文具費    | 5,863                       |      |
|         |       |      |            | 食糧費    | 40,141                      |      |
| その他の寄附  | 0件    |      | 0          | 休泊費    | 0                           |      |
| その他の収入  |       |      | 0          | 雑費     | 95,908                      |      |
| 今回計     |       |      | 0          | 今回計    | 1,338,285                   |      |
| 前回計     |       |      | 15,000,000 | 前回計    | 16,422,437                  |      |
| 総計      |       |      | 15,000,000 | 総計     | 17,760,722                  |      |

|              | 項 目                   | 金 額 |
|--------------|-----------------------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成          | 0円  |
|              | ビラの作成                 | 0円  |
|              | ポスターの作成               | 0円  |
|              | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成     | 0円  |
|              | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0円  |
|              | 個人演説会の立札及び看板の類の作成     | 0円  |
|              | 計                     | 0円  |

|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成25年9月27日 | 第2回報告分 |
|----------|------------|--------|

|            |      |            |       |        |                             |      |
|------------|------|------------|-------|--------|-----------------------------|------|
| 候補者氏名      | 城取良太 | 所属党派       | 幸福実現党 | 期間     | 平成25年5月24日から<br>平成25年8月1日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名    | 城取良太 |            |       |        |                             |      |
| 収入         |      |            |       | 支出     |                             |      |
| 主たる寄附      |      |            |       | 人件費    |                             |      |
| 〔氏名〕       |      |            |       | 家屋費    |                             |      |
| (職業)       |      |            |       | 選挙事務所費 |                             |      |
| (寄附額)      |      |            |       | 集合会場費  |                             |      |
| 幸福実現党      | 政治団体 | 7,000,000円 |       | 通信費    | 10,588                      |      |
| 幸福実現党山形県本部 | 政治団体 | 1,026,837  |       | 交通費    | 2,370                       |      |
| 幸福実現党鶴岡後援会 | 政治団体 | 250,000    |       | 印刷費    | 1,933,125                   |      |
| 幸福実現党米沢後援会 | 政治団体 | 300,000    |       | 広告費    | 619,486                     |      |
| 幸福実現党庄内後援会 | 政治団体 | 100,000    |       | 文具費    | 0                           |      |
| 幸福実現党山形後援会 | 政治団体 | 321,000    |       | 食糧費    | 3,706                       |      |
| 山科春美       | 主婦   | 305,000    |       | 休泊費    | 110,760                     |      |
| その他の寄附     | 0件   | 0          |       | 雑費     | 30,290                      |      |
| その他の収入     |      | 0          |       | 今回計    | 3,681,737                   |      |
| 今回計        |      | 9,302,837  |       | 前回計    | 0                           |      |
| 前回計        |      | 0          |       | 総計     | 3,681,737                   |      |
| 総計         |      | 9,302,837  |       |        |                             |      |

|              | 項目                    | 金額 |
|--------------|-----------------------|----|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成          | 0円 |
|              | ビラの作成                 | 0円 |
|              | ポスターの作成               | 0円 |
|              | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成     | 0円 |
|              | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
|              | 個人演説会の立札及び看板の類の作成     | 0円 |
|              | 計                     | 0円 |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成25年8月5日 | 第1回報告分 |
|----------|-----------|--------|

|              |         |            |           |           |                             |      |
|--------------|---------|------------|-----------|-----------|-----------------------------|------|
| 候補者氏名        | 舟 山 康 江 | 所属党派       | み ど り の 風 | 期間        | 平成25年5月24日から<br>平成25年8月4日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名      | 保 科 周 三 |            |           |           |                             |      |
| 収 入          |         |            |           | 支 出       |                             |      |
| 主たる寄附        |         |            |           | 人 件 費     |                             |      |
| 〔氏名〕         |         |            |           | 家 屋 費     |                             |      |
| 〔団体名〕        |         |            |           | 選挙事務所費    |                             |      |
| (職 業)        |         |            |           | 集 合 会 場 費 |                             |      |
| (寄附額)        |         |            |           | 通 信 費     |                             |      |
| 民主党山形県総支部連合会 | 政党支部    | 2,000,000円 |           | 交 通 費     |                             |      |
| 横山美代子        | 無職      | 50,000     |           | 印 刷 費     |                             |      |
| 佐藤清蔵         | 無職      | 50,000     |           | 広 告 費     |                             |      |
| 蒲生俊一         | 無職      | 30,000     |           | 文 具 費     |                             |      |
| 横澤登起         | 無職      | 30,000     |           | 食 糧 費     |                             |      |
| 那須一寿         | 自営業     | 30,000     |           | 休 泊 費     |                             |      |
| 飯鉢文吉         | 会社役員    | 50,000     |           | 雑 費       |                             |      |
| その他の寄附       | 19件     | 153,000    |           | 今 回 計     |                             |      |
| その他の収入       |         | 9,000,000  |           | 前 回 計     |                             |      |
| 今 回 計        |         | 11,393,000 |           | 総 計       |                             |      |
| 前 回 計        |         | 0          |           |           |                             |      |
| 総 計          |         | 11,393,000 |           |           |                             |      |

|              | 項 目                   | 金 額        |
|--------------|-----------------------|------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成          | 294,800円   |
|              | ビラの作成                 | 755,300円   |
|              | ポスターの作成               | 1,357,239円 |
|              | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成     | 106,776円   |
|              | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 202,192円   |
|              | 個人演説会の立札及び看板の類の作成     | 193,105円   |
|              | 計                     | 2,909,412円 |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成25年8月5日 | 第1回報告分 |
|----------|-----------|--------|

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                             | 日 時                     | 入札に付する物件                                                   | 予定価格        |
|-------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------|-------------|
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎3階<br>31号会議室 | 平成26年3月6日（木）<br>午後1時30分 | 鶴岡市稲生二丁目15番8<br>宅地（実測）1,573.82平方メートル<br>（公簿）1,573.81平方メートル | 29,900,000円 |

### 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

### 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

### 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                   | 場 所                                     | 日 時                      |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------|
| 鶴岡市稲生二丁目15番8<br>宅地（実測）1,573.82平方メートル<br>（公簿）1,573.81平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎3階31号会議室 | 平成26年2月13日（木）<br>午後1時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                  | 日 時                      | 入札に付する物件                                                                 | 予定価格        |
|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎4階402会議室 | 平成26年3月14日（金）<br>午後1時30分 | 山形市城北町二丁目488番1<br>宅地 479.07平方メートル<br>山形市城北町二丁目488番2<br>宅地 1,080.18平方メートル | 46,900,000円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                 | 場 所                                  | 日 時                       |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 山形市城北町二丁目488番1<br>宅地 479.07平方メートル<br>山形市城北町二丁目488番2<br>宅地 1,080.18平方メートル | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎3階301会議室 | 平成26年2月21日（金）<br>午前11時00分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成26年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成27年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成26年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 調達する物品等及び特定役務の種類

### (1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工作品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、古物・不用品買受類、その他

### (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

- イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書
  - ロ 印鑑証明書
  - ハ 納税証明書（県内に事業所を有する法人又は個人にあつては山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの、県内に事業所を有しない法人又は個人にあつては消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するもの。）
  - ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）
  - ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）
  - ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）
  - ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）
  - チ 契約履行実績一覧表
  - リ 営業許可・認可証等の写し
  - ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）
  - ル 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

- (1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成27年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

- (1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

---

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成26年2月7日

山 形 県 収 用 委 員 会

会 長 浜 田 敏

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した日

平成26年1月28日

4 裁決手続の開始を決定した不動産の所在等

| 所 在                      | 地 番  | 地 目 | 公簿上の地目 | 公簿上の面積(m <sup>2</sup> )                | 裁決手続開始を決定した土地                          |                                                                    | 土地所有者                                                                              |                                                                         | 土地に関して権利を有する関係人                                                 |                                            |              |
|--------------------------|------|-----|--------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|
|                          |      |     |        |                                        | 実測面積(m <sup>2</sup> )                  | 収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )                                     | 氏 名                                                                                | 住 所                                                                     | 氏 名                                                             | 住 所                                        | 氏 名          |
| 山形県<br>山形市<br>城北町<br>二丁目 | 433番 | 宅地  | 宅地     | 294.75                                 | うち、境<br>界争いの<br>ない(確<br>定)部分<br>283.30 | うち、境<br>界争いの<br>ない(確<br>定)部分<br>6.78                               | 岡田 孝太郎                                                                             | 山形県山形市城北<br>町二丁目6番5号                                                    | 岡田 良吉                                                           | 山形県山形市城北<br>町二丁目6番5号                       | 使用借権         |
|                          |      |     |        | 294.74                                 | うち、境<br>界争いの<br>ある(不<br>明)部分<br>11.44  | 13.76                                                              | 不明<br>ただし、<br>岡田 孝太郎<br>又は<br>大滝 清                                                 | (岡田 孝太郎)<br>山形県山形市城北<br>町二丁目6番5号<br>(大滝 清)<br>山形県山形市城北<br>町二丁目6番7号      | 岡田 良吉<br>山形市農業協同組合<br>代表理事組合長<br>田村 保男                          | 山形県山形市城北<br>町二丁目6番5号<br>山形県山形市幸町<br>18番20号 | 使用借権<br>根抵当権 |
| 山形県<br>山形市<br>城北町<br>二丁目 | 434番 | 宅地  | 385.28 | うち、境<br>界争いの<br>ない(確<br>定)部分<br>376.73 | うち、境<br>界争いの<br>ない(確<br>定)部分<br>141.32 | 大滝 清                                                               | 山形市上下水道事業管<br>理者 長谷川 博一<br>東北電力株式会社<br>代表取締役 海輪 誠<br>東日本電信電話株式会<br>社<br>山形支店長 関井 悟 | 山形県山形市南石<br>関27番地<br>宮城県仙台市青葉<br>区本町一丁目7番<br>1号<br>山形県山形市本町<br>一丁目7番54号 | 使用借権<br>使用借権<br>賃借権                                             |                                            |              |
|                          |      |     | 381.09 | 143.98                                 | 不明<br>ただし、<br>大滝 清<br>又は<br>岡田 孝太郎     | (大滝 清)<br>山形県山形市城北<br>町二丁目6番7号<br>(岡田 孝太郎)<br>山形県山形市城北<br>町二丁目6番5号 | 東日本電信電話株式会<br>社<br>山形支店長 関井 悟                                                      | 山形県山形市本町<br>一丁目7番54号                                                    | (土地所有者が<br>大滝 清の場合)<br>賃借権<br>(土地所有者が<br>岡田 孝太郎の<br>場合)<br>使用借権 |                                            |              |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月7日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室
- (2) 日 時 平成26年3月25日（火） 午後1時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 690キロリットル  
予定数量は昨年度実績等により算出したもので、その数量を保証するものではない。
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け山形県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (8) 山形県の災害拠点病院に指定されている当院と「災害時におけるA重油の優先供給に関する協定」を契約締結後速やかに締結できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設用度係 電話番号0233(22)5525

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する

場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成26年3月18日（火）午後3時までに山形県立新庄病院総務課施設用度係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この契約における平成26年5月納入分以降の契約金額は、覚書に定めるところにより変動するものとする。

(4) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 690kl

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. March 25, 2014

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjoshi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

平成26年2月7日印刷  
平成26年2月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056